

雇用就業対策の推進に関する提言

雇用就業対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 総合的な雇用対策について

(1) 総合的な雇用対策については、地域の実情に応じた雇用創出及び求職者支援等を充実するとともに、都市自治体が実施する雇用・就業対策について財政支援の充実を図ること。

特に、就職困難者の雇用や新規雇用の創出に取り組む企業や労働者の失業予防・雇用安定を図る企業に対する支援制度を拡充すること。

(2) テレワークやワーケーション等の柔軟・多様な働き方を一層推進するため、企業に対する支援措置を拡充すること。

また、働き方改革について、長時間労働やハラスメント等の法令違反等が疑われる企業に対して適切な措置を講じること。

(3) 育児・介護・病気治療休業や不妊治療のための休暇等を取得しやすい環境整備を推進していくため、支援の拡充を図ること。

(4) 困難な問題を抱える女性等の自立を促進する環境整備を進めるため、就労等の必要な支援策の充実を図ること。

(5) 高齢者の雇用対策を充実すること。

また、シルバー人材センター事業については、地域の実情を勘案した事業運営ができるよう、財政措置の充実を図ること。

(6) 「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」については、シルバー人材センターの安定的な事業運営が可能となるよう適切な措置を講じること。

2. 物価高騰対策関係について

物価高騰等による影響の長期化を勘案し、労働者の雇用確保等を行う事業者に対する支援を拡充すること。